

昨日、11月1日付けで、優生保護法に基づく被害者が国家賠償請求を請求した事件の上告審のうち、5件の審理が大法廷に回付された。

原告ら被害者は極めて高齢化し、原告のうちすでに5名が亡くなり、存命の原告らも次々と心身の状態を悪化させている状況にある。これまでの9件にもものぼる被害者勝訴判決、なかでも今回言い渡された本年10月25日の仙台高裁判決の内容もふまえ、政府、岸田総理は、一刻も早く当事者に会って謝罪し、早期の政治解決を図ることを強く求める次第である。

一方で、最高裁判所には、一刻も早く弁論を開いていただき、被害回復を急いでいただきたい。

最高裁判所には、今なお声を上げられずにいる被害者を含め、被害者全員の被害が回復する規範（枠組み）の提示を求めるとともに、社会に根付く優生思想に対し、優生保護法の違憲性を明示し、国の責任の内実を明らかにする判決を期待したい。

以上

〔最高裁判所裁判事務処理規則〕

第九条 事件は、まず小法廷で審理する。

左の場合には、小法廷の裁判長は、大法廷の裁判長にその旨を通知しなければならない。

- 一 裁判所法第十条第一号乃至第三号に該当する場合
- 二 その小法廷の裁判官の意見が二説に分れ、その説が各々同数の場合
- 三 大法廷で裁判することを相当と認めた場合

前項の通知があつたときは、大法廷で更に審理し、裁判をしなければならない。この場合において、大法廷では、前項各号にあたる点のみについて審理及び裁判をすることを妨げない。

前項後段の裁判があつた場合においては、小法廷でその他について審理及び裁判をする。

裁判所法第十条第一号に該当する場合において、意見が前にその法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとした大法廷の裁判と同じであるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、小法廷で裁判をすることができる。

法令の解釈適用について、意見が大審院のした判決に反するときも、また前項と同様とする。

〔裁判所法〕

第十条（大法廷及び小法廷の審判） 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

- 一 当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。

（意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。）

- 二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。
- 三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。